

令和5年5月22日

陸前高田市市民協働部まちづくり推進課

令和5年度陸前高田市まちづくり団体活動補助金補助事業者募集要領

1 趣旨

陸前高田市まちづくり総合計画の基本政策「協働によるまちづくりを推進する」を実現し、住民相互の協働の促進及びまちづくり活動と地域活性化の推進を図るため、まちづくり団体が自主的、主体的に行うまちづくり事業（原則としてソフト事業）に対し、陸前高田市まちづくり団体活動支援補助金（以下「補助金」という。）による補助事業を行う事業者を募集します。

なお、補助金は、「陸前高田市まちづくり団体活動補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）の規定により実施します。

2 補助金の情報

(1) 定義

ア まちづくり団体

まちづくり事業を行う、共通の目的をもった市民の参画により構成された団体をいう。特定非営利活動法人、ボランティア団体、自治会・町内会等、地域の任意団体・グループ等の団体をいう。

イ まちづくり事業

次の項目のいずれかに該当する事業をいう。ただし、政治、宗教又は営利を目的とする事業を除く。

- (7) 市民の利益に広く寄与するもの
- (8) 地域の特性や資源を生かしたもの
- (9) 陸前高田市協働のまちづくり指針による協働のまちづくりに資するもの
- (10) その他地域課題の解決又は地域の活性化に資するものとして市長が認めるもの

(2) 応募可能な事業

次に掲げる要件のいずれにも該当する事業が応募可能です。

- ア 住民相互が主体的に参画し、自主的、主体的に行うまちづくり事業であること

- イ 住民が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを目指す事業であること
- ウ コミュニティ形成と一体となった協働のまちづくりに資する事業であること
- エ 住民の利益に広く寄与するものであり、地域住民等の参加が見込まれる事業であること
- オ 継続的に地域住民が参加できる事業であること
- カ 地域の特性や資源を生かした事業であること
- キ 費用対効果の観点から妥当な事業であること
- ク 事業の主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせる事業でないこと
- ケ 事業を適切に実施できるスタッフ、体制を有している団体が行う取組であること

(3) 応募可能な団体等

(2)に規定する事業を行う市内を主な活動拠点とするまちづくり団体等であって、次の各号に掲げる要件のいずれかに該当する団体が応募可能です。

- ア 宗教活動又は政治活動（政策提言活動を除く。）を主たる目的としていないこと。
- イ 著しく特定の個人又は団体の利益を図る活動を実施していないこと。
- ウ 補助事業を的確に遂行する意欲や能力を有していること。
- エ 継続的に活動を行う団体であること。
- オ 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(4) 募集事業数

予算の範囲内で、審査の結果上位となった事業から順に採択します。

また、応募事業が市の定める基準に達しない場合には、採択を見送る場合があります。事業が採択された場合でも、補助金額を調整する場合があります。

(5) 補助対象期間

補助金の交付決定日から令和6年3月31日まで

(6) 補助金額

補助対象経費の5分の4以内の額とし、法人格を有する団体にあつては、50万円を、その他任意の団体においては、30万円を上限とします。

ただし、補助額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てます。

なお、1団体が同一年度に複数の事業を申請することはできません。事業継続は3年を限度とし、補助金の額は、1年目が補助対象経費の5分の4以内の額、2年目が補助対象経費の4分の3以内の額、3年目が補助対象経費の3分の2以内の額となります。

3 応募方法

(1) 募集期間

令和5年5月26日（金）から令和5年6月26日（月）午後5時まで

(2) 応募方法

7応募先及び問合せ先の住所に書類一式を2部郵送又は持参してください。また、書類データについても電子メールでの提出をお願いします。

なお、応募に係る経費は、すべて応募者の負担となります。

(3) 応募書類

応募に当たっては、要綱で定める以下の書類を提出してください。提出書類は、可能な限りホチキス止めは避けてください。

なお、提出物は返却しませんので、御了承ください。

ア 事業計画書（様式第1号）

イ 収支予算書（様式第2号）

事業計画書（様式第1号）等に記載された事業にかかる経費について、記載願います。

ウ 事業概要説明書（任意様式）

事業の目的・概要、事業の効果・特徴、参加見込人数、事業内容等（過去に取り組み実績のある場合はその際の写真等）、について記載ください。また、事業計画書との整合性に留意し作成してください。

エ その他審査に必要な資料

事業概要説明資料を補足する資料（定款や履歴全部事項証明書、今年度の収支予算書類や昨年度の決算報告など財政規模・状況が分かる資料、直近の事業報告、過去の関連事業の実績など、本事業の適切な運営が確保できるかが確認できるもの等）を参考資料として提出してください。

4 事業の選定

(1) 審査・選定方法

提出された書類を基に審査を行い、補助事業を選定します。

また、事業内容等についてのヒアリングを行うことがあります。

(2) 審査基準

審査基準については、下表のとおりとします。

評価項目		点数
ア	住民相互が主体的に参画し、自主的、主体的に行うまちづくり事業であるか。	10
イ	住民が他者とのつながりや生きがいをもって前向きに生活することを目指す事業であるか。	10
ウ	コミュニティ形成と一体となった協働のまちづくりに資する事業であるか。	10
エ	住民の利益に広く寄与するものであり、地域住民等の参加が見込まれる事業であるか。	10
オ	継続的に地域住民が参加できる事業であるか。	10
カ	地域の特性や資源を生かした事業であるか。	10
キ	費用対効果の観点から妥当な事業であるか。	10
ク	事業を適切に実施できるスタッフ、体制を有している団体が行う取組であるか。	10
ケ	事業の取組スケジュールは無理のない内容となっているか。	10
コ	経費の積算が適正であるか。	10
合 計		100

(3) 採択内示・交付決定

採択された事業について、交付決定までの手続の流れは、おおむね以下のとおりです。

ア 採択内示並びに実施方法及び経費についての条件等について市から通知します。審査から概ね1週間程度を目途に採択内示を行う予定です。

イ 内示後、要綱に定める交付申請書等を市に提出願います。

ウ 交付決定について、市から通知します。

5 市等による情報公開

(1) 事業の「公正性」、「透明性」を高めるため、審査結果は、陸前高田市のホームページで公開します。

(2) 提出いただいた資料について、情報開示の請求があった場合等は個人情報を除

いて、原則、情報公開の対象とします。

- (3) 採択された事業については、広く情報発信をお願いします。事業者等のホームページにおいて、事業の案内、事業内容、事業成果等を掲載してください。

6 その他

- (1) 応募及び事業の実施に当たっては、本要項のほか、要綱、要領、各種関係法令を順守してください。違反した場合は、この補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。
- (2) 事業の実施に当たっては、地元調達あるいは地元雇用にご配慮ください。
- (3) 本事業の応募にあたっての、市関係機関への相談に際しては、締切り間近ではなく、余裕をもって協議できるよう留意してください。
- (4) 事業内容に係る市部局と連携して事業を実施してください。

7 応募先及び問合せ先

陸前高田市市民協働部まちづくり推進課コミュニティ係

〒029-2292 陸前高田市高田町字下和野100番地 陸前高田市役所庁舎1階

電子メール：machi@city.rikuzentakata.iwate.jp

電話：0192-54-2111 ファクス：0192-54-3888

様式第1号（第7関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的及び効果

2 事業概要

事業名		
事業区分	新規	継続（年目）
事業主体		
事業期間	着手	交付決定の日から着手
	完了（予定）	年 月 日
履行場所		
事業内容		

※1 事業概要、事業の目的及び効果は、詳細に記載すること

※2 必要に応じて、事業概要が分かる資料を添付すること

様式第2号（第7関係）

収支予算（精算）書

1 事業名

2 実施主体

3 収入

区 分	予算額	精算額	備 考
補 助 金			
自 己 資 金			
そ の 他			
計			

4 支出

区 分	予算額	精算額	備 考
計			